

# 輸出貿易管理令別表第1の3の項(1)に掲げる化学物質の輸出に係る「最終用途証明書」について(お知らせ)

平成9年4月25日 貿易局安全保障貿易管理課  
最終改正 平成12年12月28日 貿易局安全保障貿易管理課

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「化学兵器禁止条約」という。)の発効に伴う外国為替管理令及び輸出貿易管理令の一部改正(平成9年政令第94号)により、輸出貿易管理令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年省令第49号。以下「貨物等省令」という)第2条に定めるものであって、下記1.に該当する貨物(以下「対象貨物」という。)の下記2.に該当する地域を仕向地(以下「対象仕向地」という。)とする輸出については、平成11年6月18日から、輸出許可の申請に際して、対象仕向地の輸入管理当局が証明する書類(以下「最終用途証明書」という。)を提出していただくこととなりますので、お知らせします。

## 記

### 1. 対象貨物

貨物等省令第2条第1項第二号へからりまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する化学物質

### 2. 対象仕向地

輸出貿易管理令の運用について(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の(注3)に掲げる「はの②地域」及び「はの③地域」以外の地域(イランを除く。)

### 3. 輸入管理当局

最終用途証明書の記載内容を証する輸入管理当局は、原則として対象仕向地の「輸入管理権限を有する政府当局」とします。ただし、当分の間は「外務省」でも可とします。

### 4. 最終用途証明書の作成要領等

別紙様式例に掲げる事項につき、別添記載要領を参照のうえ、対象貨物に係る最終用途等を詳細に記載し、

需要者及び輸入管理当局の証明を得たもの2通(正本(ORIGINAL)及び副本(DUPLICATE))を作成してください。この場合、副本は輸入管理当局側の控となります。

### 5. 最終用途証明書の提出時期

最終用途証明書の正本を輸出許可申請時に申請書とともに提出してください。

### 6. 提出先及び問い合わせ先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課

## (別添) END-USE CERTIFICATE(最終用途証明書)の記載要領

### <基本的注意事項>

- 一契約ごとに作成してください。
- 各項目はできるだけ詳細に記載し、記載内容が多く、記載欄に記入しきれない場合は裏面を活用してください。この場合、表面の記載事項との関係が明確に分かるようにしてください。
- 使用言語は英語を基本としますが、英語以外を使用する場合(特に化学物質の最終用途)については、申請者において日本語に翻訳したものを添付してください。
- 記載事項を全て満たしていれば、様式は特に問いません。

### 1. 「輸出者の(氏名又は名称)及び(住所又は所在地)」の欄

輸出者の氏名又は名称については、法人の場合は法人名称を、個人の場合は氏名を記載してください。

住所又は所在地については、法人の場合は登記簿上の本店の所在地を、個人の場合は住所を記載してください。

### 2. 「輸入者の(氏名又は名称)及び(住所又は所在地)」の欄

輸入者の氏名又は名称については、法人の場合は法人名称を、個人の場合は氏名を記載してください。

住所又は所在地については、現所在地又は住所を記載してください。

なお、輸入者が「買主」と「荷受人」に分かれる場合は、両者の氏名又は名称、住所又は所在地について併記してください。

### 3. 「需要者の(氏名又は名称)及び(住所又は所在地)」の欄

需要者の氏名又は名称については、法人の場合は法人名称を、個人の場合は氏名を記載してください。この場合、需要者が確定していることが必要です。

### 4. 「貨物の説明」の欄

#### (1). 「化学物質名称」の欄

化学物質の名称を記載してください。別名を記載する場合は、対象貨物の名称を併記してください。化学物質が複数ある場合は物質毎に列挙してください。

#### (2). 「数量」の欄

対象貨物毎の重量を単位(kg等)と共に記載してください。

### 5. 「化学物質の最終用途」の欄

対象貨物の最終用途を詳細に記載してください。

### 6. 「最終用途の限定及び再輸出の禁止」の欄

需要者に、対象貨物を化学兵器禁止条約によって禁止されていない目的のためにのみ使用すること及び他のいかなる地域にも再輸出しないことの保証(需要者の肩書及び日付の記入並びに署名等)を得てください。

### 7. 「政府の証明」の欄

輸入管理当局に、最終用途証明書に記載事項について事実と相違ないことの保証(輸入管理当局(又は外務省)の名称、担当者肩書及び日付の記入並びに署名等)を得てください。